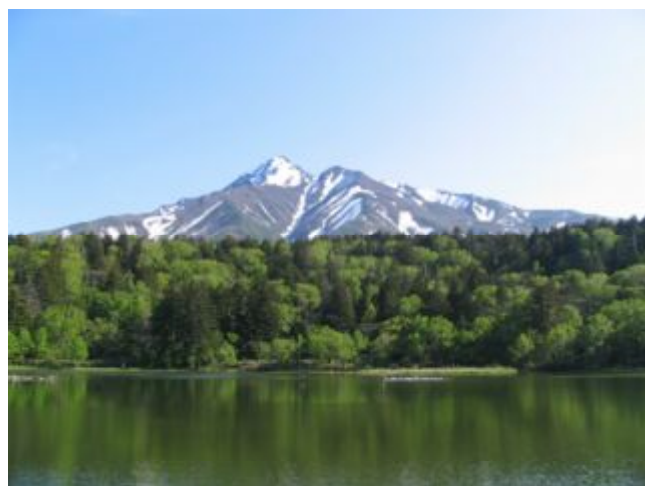


国有林の森林計画のあらまし (宗谷森林計画区) (第三次地域管理経営計画)

計画期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日



姫沼から見た利尻富士

【お問い合わせ先】

北海道森林管理局計画部計画課

住所〒064-8537

札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

TEL：011-622-5241

FAX：011-614-2652

宗谷森林管理署

住所〒097-0022

稚内市中央1丁目2番7号

TEL：0162-23-3617

FAX：0162-23-3615



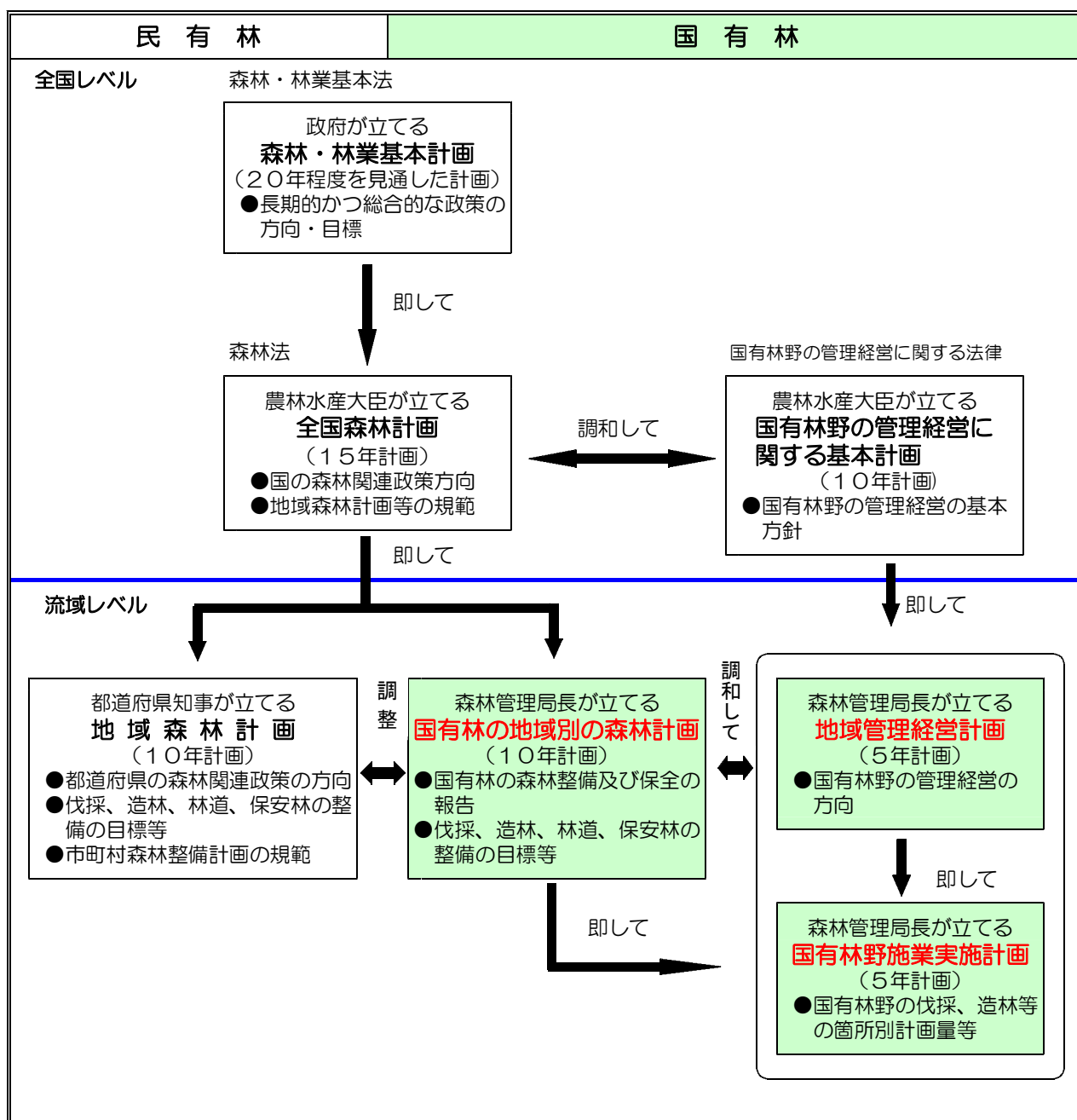
国民の森林・国有林

注：本資料は計画書本体ではなく、計画の概要を取りまとめたものです。

国有林の森林計画について

国有林では、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、森林のほか、林道やレクリエーション施設、貸地といった土地も含めた国有林野の管理経営の方針などを「地域管理経営計画」として定めています。また同時に、地域管理経営計画に即して、林小班単位で、具体的な伐採や造林の方法、保護林やレクリエーションの森の設定などを「国有林野施業実施計画」として定めています。

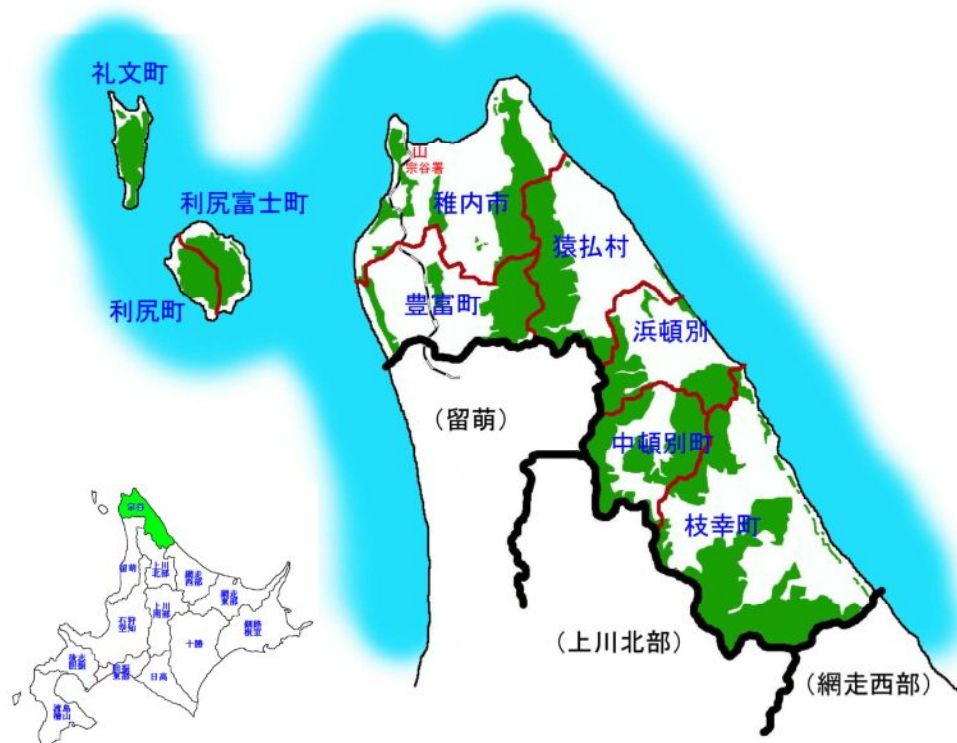
これらの計画は、流域ごとに5ヵ年間で一期として定めることとなっており、北海道では13流域（以下「計画区」といいます。）について、5年ごとに策定しています。



宗谷森林計画区の概要

宗谷森林計画区の国有林野の管理経営は、宗谷森林管理署が行っています。

本計画区の国有林野は、稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町の1市7町1村に広がっており、面積は約16万2千ha（流域総土地面積の40%、流域森林面積の56%）となっています。

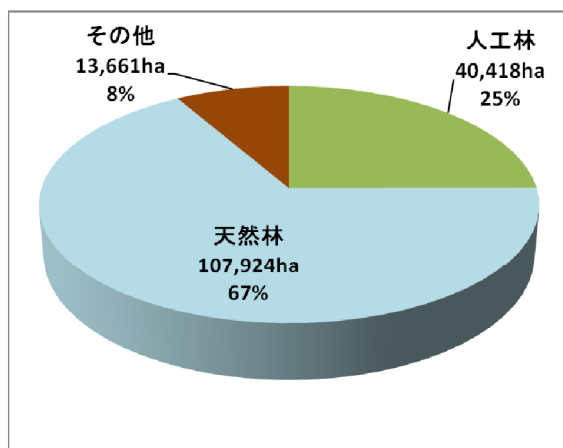


本計画区の国有林野のうち約10万8千ha（約7割）は、トドマツ・エゾマツ・ミズナラ・センノキ・ダケカンバ等が混交する天然林が占めています。

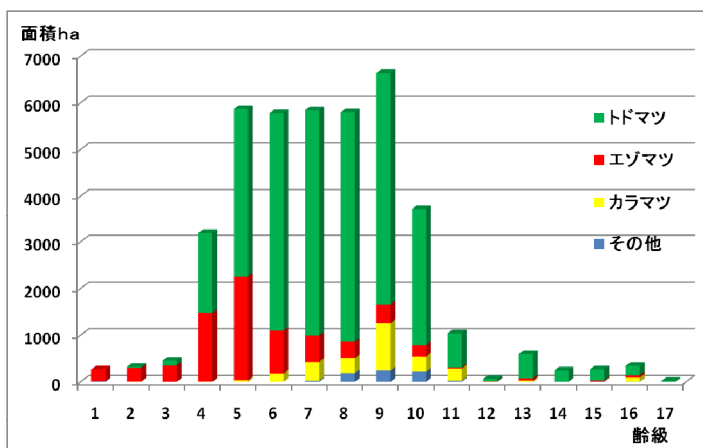
一方、主に昭和30年代以降に造成された人工林約4万haは、トドマツをはじめエゾマツ、カラマツ等が主な樹種となっています。

これら人工林は、9齢級（林齢41年～45年）がピークとなっており、間伐対象箇所が多くなっています。（※齢級は林齢を5年ごとにひとくくりしたもの）

【人工林・天然林別面積】



【人工林の樹種別齢級別面積】



地域管理経営計画（宗谷森林計画区）の概要

1 基本的考え方

森林に対する国民の要請は、森林の有する公益的機能の発揮、とりわけ地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の観点から、地球的規模で森林を持続的に利用管理するという認識が急速に広まるとともに、森林とのふれあいに対する期待が高まるなど、多様化してきています。

本計画では、こうした国民の要請が多様化する中で、各種課題等を踏まえ、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として、「国民の森林」として管理経営を行っていくこととしています。

具体的には、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって、

- ①国土の保全、水源かん養等安全で快適な国民生活の確保を重視する「水土保持林」
- ②貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場の利用を重視する「森林と人との共生林」
- ③木材の持続的な生産を重視する「資源の循環利用林」

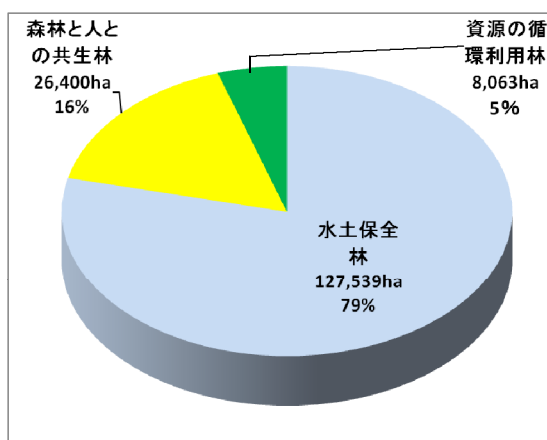
の3つに区分し、それぞれの目的に応じた管理経営を行うこととしています。

2 重視する機能に応じた管理経営の推進

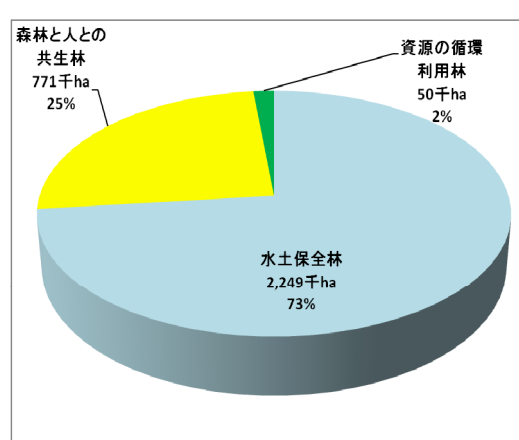
本計画区の国有林野の内訳は、「水土保持林」が約12万8千ha（計画区内の国有林野全体の79%）、「森林と人との共生林」が約2万6千ha（同16%）、「資源の循環利用林」が約8千ha（同5%）となっています。

【機能類型別面積】

【宗谷森林計画区】



【北海道国有林】



(1) 水土保持林

水土保持林は、その目的によって「国土保全タイプ」と「水源かん養タイプ」に細分しています。

「国土保全タイプ」の森林においては、土砂崩れ、土砂の流出等の山地災害や飛砂、潮害等の気象災害を防ぐことを目的に、間伐等の施業を行います。

また、「水源かん養タイプ」の森林においては、湧水や洪水の緩和等を目的に施業を行います。

(2) 森林と人との共生林

「森林と人との共生林」は、その目的によって「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に細分しています。

「自然維持タイプ」の森林においては、特に原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育するなど特別な保全・管理が必要な森林を対象に保護林（12箇所）を設定しています。

また、「森林空間利用タイプ」の森林においては、地域の皆さんに森林浴や野外スポーツなどの活動を通じて森林とのふれあいを体験していただく「レクリエーションの森」（15箇所）や「ふれあいの森」を設定しています。

(3) 資源の循環利用林

「資源の循環利用林」においては、国民生活に必要な木材を安定的かつ効率的に供給することを目的に、木材の生産目標に応じ適切な施業を実施しています。

3 流域管理システムの推進

流域管理の一層の推進を図る観点から、道、市町村、林業・木材産業関係団体等と連携した流域管理の取組、自然や森林に関わりをもつ民間団体や企業等との連携を推進しています。

◎ クッチャロ湖の水源林及び特定動物生息地保護林の保全に関する森林整備協定

クッチャロ湖周辺の民有林（977ha）と国有林（1,023ha）における一体的な森林整備の推進による公益的機能の発揮、クッチャロ湖の水質保全及び動植物の環境保全を図ることを目的として、平成18年9月20日に、宗谷森林管理署と浜頓別町との間で森林整備協定を締結しました。

4 主要事業について

本計画区における、伐採、人工造林等の更新、下刈り等の保育、施業に必要な林道の開設等の各事業量（現行計画の5年間分）は以下のとおりです。

①伐採量

	主 伐	間 伐	合 計
材 積	13,712m ³	159,631m ³	173,343 m ³
面 積		6,404ha	

②更新量

	人工造林	天然更新	合 計
面 積	90h a	2,183ha	2,273ha

③保育量

	下刈	つる切り・除伐	合 計
面 積	23,493ha	1,499ha	24,992ha

④林道事業量

	開 設	改 良
(箇所数)	(10箇所)	(45箇所)
延 長	36.0 k m	11.7 k m

5 国有林の保護に向けた活動

(1) 森林保全に係る林野巡視の強化

林野巡視に当たっては、野生生物の生息・生育状況、森林病虫害や鳥獣害の発生状況、廃棄物の不法投棄の状況、各種標識の設置状況を把握し適切な措置を行うなど、国有林野の保全管理に努めています。

また、平成19年度よりグリーン・サポート・スタッフを利尻島と礼文島に各2名配置し、入林者に対し、利用マナーの向上や携帯トイレの普及・啓発をはじめ、ゴミの不法投棄防止や希少な植物等の踏み荒らし・盗掘防止のためのパトロール、登山道の簡易な修繕など、きめ細かな活動を行っています。



登山者等へ注意喚起をするための看板を鷺泊登山道と杵形登山道各入口に設置

(2) 森林や希少動植物の保護

国有林野事業では、原始的な天然林、貴重な野生生物の保護などの観点から、特に重要な森林等を「保護林」に設定し、管理経営を行っています。

特に、国内希少野生植物である「レブンアツモリソウ」については、地元自治体や関係機関等と連携して、巡視や生育環境の整備等適切な保護管理を推進しています。

また、絶滅のおそれの高い「イトウ」が数多く生息している河川においては、良好な生息環境を保持していくため、伐採を行わない区域を設定したり、産卵・孵化期間には工事を行わないなど、イトウの生態に配慮した取組を進めています。

◎ 希少野生動植物保護管理事業（レブンアツモリソウ）

宗谷森林管理署では、希少なレブンアツモリソウの群生地のある一定区域を保護林として設定し、群生地の保護や盗掘の防止を図るため、巡視活動などを行っています。

平成20年度においても、レブンアツモリソウ群生地保護林及びその周辺地域の巡視を行い、盗掘防止柵の維持管理や群生環境の保全などに努めました。



6 国民参加の森林づくりの推進

(1) 漁民の森林づくり活動への支援

北海道森林管理局と北海道漁業協同組合連合会が平成16年11月に締結した「清流を守り豊かな海を育むための森林づくり活動の推進に関する基本協定」に基づき漁業関係者の皆さんによる森林づくり活動を支援しています。

宗谷森林管理署管内では、平成18年4月に宗谷管内漁業協同組合長会と再締結し、平成18年10月に枝幸・鬼脇・香深・船泊・仙法志漁業が、ヤチダモ、エゾヤマザクラ等を計1,300本を植樹して以降、毎年度実施しています。

(2) ふれあいの森

自ら森林づくりを行いたいという国民の皆さんの要望に応えるため、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」として、礼文町において「やませの森」を設定し、植え付け、下刈、生育調査等を実施しています。

対象地（林小班）	名 称	面積 (ha)
宗谷森林管理署 138ぬ	やませの森	0.50